

令和7年11月27日

弊社イベントにおける景品表示法違反について

弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）第7条第1項の規定に基づく消費者庁からの措置命令（令和7年10月15日付け）に従い、一般消費者の誤認を排除するため次のとおり周知いたします。

弊社は、令和6年11月15日から11月17日までの間及び11月22日から11月24日までの間にひろしまゲートパークプラザと称するイベント会場で実施した「ひろしまラーメンスタジアム2024」と称するラーメン等を提供するイベント（以下「本件役務」といいます。）を一般消費者に提供するに当たり、例えば、令和6年11月10日に配布された日刊新聞紙に折り込んだチラシにおいて、「麺部屋 綱取物語 横綱チャーシューと炙り角煮の濃厚札幌味噌」、及び「北海道【札幌】 味噌 広島初」、「[兵庫] ヒステリックジャム」、「プレミアムバターシュガークレープ」及び「広島初 実演」、「彩色ラーメン きんせい」、「なにわの金の鶏白湯 炙り角煮のせ」及び「大阪【高槻】 鶏白湯 広島初」、「[福岡] デニッシュビーンズ」、「デニッシュ」及び「広島初 実演」等と表示するなど、あたかも、本件役務において出店していた店舗のうち4店舗が広島県内に初出店であるかのように示す表示（以下「本件表示」といいます。）をしていましたが、実際には、それらの店舗は過去に広島県内で開催された本件役務と同種又は類似のイベントに出店した経歴があり、広島県内に初出店ではありませんでした。これらの表示は、本件役務の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

本イベントにご来場いただいた皆様に、あらためて深くお詫びいたします。

つきましては、再度このようなことがないように、社内において景品表示法の考え方の周知・啓発を進めるとともに、チェック体制を強化いたします。

さらに今後は、今回のように関係者等からの申告のみに依拠することなく、当社自身の責任において情報の裏付けを行い、すべての表示に関して事実確認を徹底した上で、正確かつ適切な内容の広告を制作・発信してまいります。